

「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」の新設について

平成24年4月に新設された「介護職員処遇改善加算」について、介護サービス事業者は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月までに、都道府県知事等に対して、加算の総額を報告することになっています。この加算の総額を把握するための帳票として、新たに「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」という帳票を提供します。

本帳票の提供方法は、E X C E L形式とし、伝送請求事業所に対しては連絡電文伝送で、磁気媒体請求事業所及び紙請求事業所に対しては郵送でそれぞれ送付します。

1 提供開始時期

平成24年7月審査から

※ 平成24年5月及び6月審査分については、平成24年7月審査時にまとめて送付します。平成24年8月審査以降は、毎月送付します。

2 介護職員処遇改善加算額の算定方法

加算額は、請求明細書ごとに請求明細書に記載された「処遇改善加算のサービスコードのサービス単位数」と「単位数単価」を乗じた額です。なお、1円未満の端数は、切り捨てます。

注1 「処遇改善加算のサービスコードのサービス単位数」については、上限審査、給付管理票修正、再審査で査定された単位数は考慮されません。過誤については、原審時の処遇改善加算額がマイナスで計上されます。

注2 利用者が負担した金額や社会福祉法人軽減事業で事業所が負担した額も含まれます。

3 「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」における処遇改善の加算額の算出イメージ

(例1) サービス種類11：訪問介護で、訪問介護処遇改善加算Ⅰの請求があり、上限審査にて査定されない場合

【原審】

給付管理票

計画単位数（訪問介護）	1,000単位
-------------	---------

請求明細書（明細情報）

① 本体報酬	1,000単位
② 訪問介護処遇改善加算Ⅰ	40単位

請求明細書（集計情報）

③ 単位数合計	1,040単位
④ 単位数単価	10.00
⑤ 保険給付率	90%
⑥ 保険請求額	9,360円
⑦ 利用者負担額	1,040円

＜処遇改善の加算額＞

$$\textcircled{2} \times \textcircled{4} = 40 \times 10.00 = 400 \text{ 円}$$

(例2) サービス種類11：訪問介護で、訪問介護処遇改善加算Ⅰの請求があり、上限審査にて査定された場合

【原審（審査処理後）】

給付管理票

計画単位数（訪問介護）	500単位
-------------	-------

請求明細書（明細情報）

①本体報酬	1,000単位
②訪問介護処遇改善加算Ⅰ	40単位

請求明細書（集計情報）

③単位数合計	1,040単位
④単位数単価	10.00
⑤保険給付率	90%
⑥保険請求額	9,360円
⑦利用者負担額	1,040円

査定

【原審（上限審査後）】

給付管理票

計画単位数（訪問介護）	500単位
-------------	-------

請求明細書（明細情報）

①本体報酬	1,000単位
②訪問介護処遇改善加算Ⅰ	40単位

請求明細書（集計情報）

③単位数合計	520単位
④単位数単価	10.00
⑤保険給付率	90%
⑥保険請求額	4,680円
⑦利用者負担額	520円

< 処遇改善の加算額 >

$$\textcircled{2} \times \textcircled{4} = 40 \times 10.00 = 400 \text{ 円}$$

査定された場合でも
明細情報の40単位のまま計算。

(例3) サービス種類51：介護老人福祉施設で、福祉施設処遇改善加算Ⅰの請求があり、翌月に過誤処理を行い、翌々月に再請求した場合

【原審（5月審査）】

請求明細書（明細情報）

①本体報酬	1,000単位
②福祉施設処遇改善加算Ⅰ	25単位

請求明細書（集計情報）

③単位数合計	1,025単位
④単位数単価	10.00
⑤保険給付率	90%
⑥保険請求額	9,225円
⑦利用者負担額	1,025円

＜処遇改善の加算額＞
②×④＝25×10.00＝250円

過誤処理

【過誤処理（6月審査）】

＜処遇改善の加算額＞
0－（②×④）＝0－（25×10.00）
＝－250円
※②、④は前月実績

【再請求（7月審査）】

請求明細書（明細情報）

①本体報酬	2,000単位
②福祉施設処遇改善加算Ⅰ	50単位

請求明細書（集計情報）

③単位数合計	2,050単位
④単位数単価	10.00
⑤保険給付率	90%
⑥保険請求額	18,450円
⑦利用者負担額	2,050円

＜処遇改善の加算額＞
②×④＝50×10.00＝500円

(例4) サービス種類11：訪問介護で、訪問介護処遇改善加算Ⅰの請求があり、上限審査にて査定され、翌月に給付管理票修正を行い、翌々月に同月過誤処理を行った場合

【原審（5月審査）】

給付管理票

計画単位数（訪問介護）	500単位
-------------	-------

請求明細書（明細情報）

①本体報酬	1,000単位
②訪問介護処遇改善加算Ⅰ	40単位

請求明細書（集計情報）

③単位数合計	520単位
④単位数単価	10.00
⑤保険給付率	90%
⑥保険請求額	4,680円
⑦利用者負担額	520円

＜処遇改善の加算額＞

$$\textcircled{2} \times \textcircled{4} = 40 \times 10.00 = 400 \text{ 円}$$

【給付管理票修正（6月審査）】

給付管理票

計画単位数（訪問介護）	1,200単位
-------------	---------

請求明細書（明細情報）

①本体報酬	1,000単位
②訪問介護処遇改善加算Ⅰ	40単位

請求明細書（集計情報）

③単位数合計	1,040単位
④単位数単価	10.00
⑤保険給付率	90%
⑥保険請求額	9,360円
⑦利用者負担額	1,040円

＜処遇改善の加算額＞

②に変動はないため
0円

【同月過誤処理（7月審査）】

給付管理票

計画単位数（訪問介護）	1,200単位
-------------	---------

請求明細書（明細情報）

①本体報酬	1,200単位
②訪問介護処遇改善加算Ⅰ	48単位

請求明細書（集計情報）

③単位数合計	1,248単位
④単位数単価	10.00
⑤保険給付率	90%
⑥保険請求額	11,232円
⑦利用者負担額	1,248円

＜処遇改善の加算額＞
過誤分(※)：0－(②×④)

$$= 0 - (40 \times 10.00) \\ = -400 \text{ 円}$$

※②、④は前月実績

$$\text{再請求分：} \textcircled{2} \times \textcircled{4} \\ = 48 \times 10.00 = 480 \text{ 円}$$

$$\text{合計：過誤分+再請求分} \\ = (-400) + 480 \\ = 80 \text{ 円}$$

4 「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」出力帳票のイメージ

〒 123-4567
□□□県■■■市○○○-△△△

▲▲▲サービス△△△事業所
介護 一郎 様

介護職員処遇改善加算総額のお知らせ

平成24年 5月分の介護職員処遇改善加算の加算総額（保険給付分）は、
右のとおりですので、お知らせいたします。
<お知らせの内容について>
1 このお知らせには、介護職員処遇改善加算の額
（加算の単位数×単位数率）を記載しています。
2 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善の実績を
報告する際に、本帳票を参考にご覧ください。

事業所番号 9000000000
加算総額 1,200,000

平成24年 7月 30日
○○○国民健康保険団体連合会

<サービス種類別の介護職員処遇改善加算の金額>

サービス種類	加算額
11 訪問介護	300,000
12 訪問入浴	0
15 通所介護	300,000
16 通所リハ	0
21 短期生活	0
22 短期老健	0
23 短期医療	0
24 予防短期生活	0
25 予防短期老健	0
26 予防短期医療	0
27 特定施設短期	0
28 地域特定短期	0
32 認知症型	0
33 特定施設	0
35 予防特定施設	0
36 地域特定施設	0
37 予防認知症型	0
38 認知症型短期	0

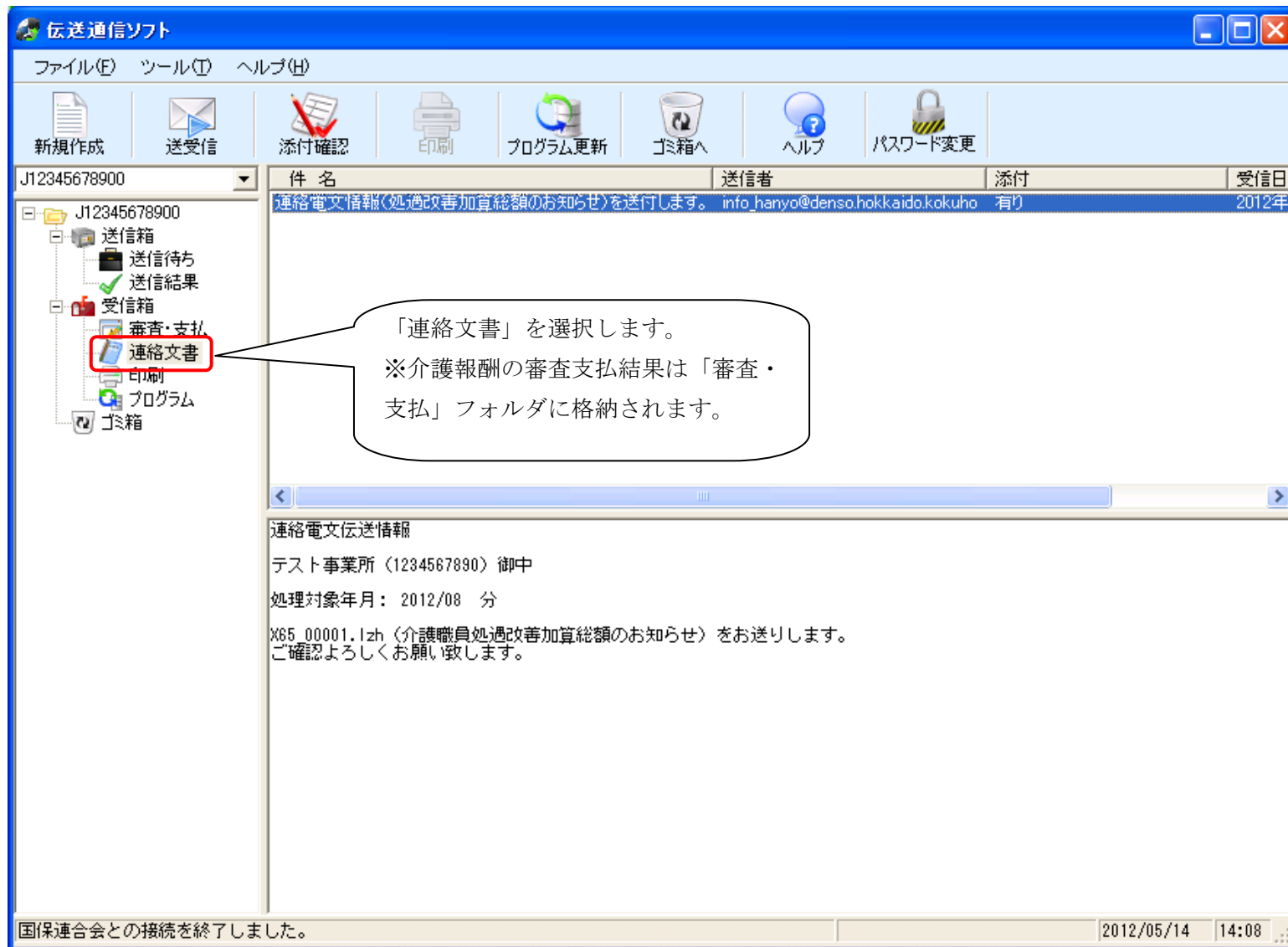
サービス種類	加算額
39 予防認知短期	0
51 福祉施設	0
52 老健施設	0
53 医療施設	0
54 地域福祉施設	0
61 予防訪問介護	300,000
62 予防訪問入浴	0
65 予防通所介護	300,000
66 予防通所リハ	0
71 夜間訪問介護	0
72 認知症型通所	0
73 小規模多機能	0
74 予防認知通所	0
75 予防多機能型	0
76 定期巡回随時	0
77 複合型	0
合計	1,200,000

介護職員処遇改善加算の金額は、サービス種類単位で出力されます。

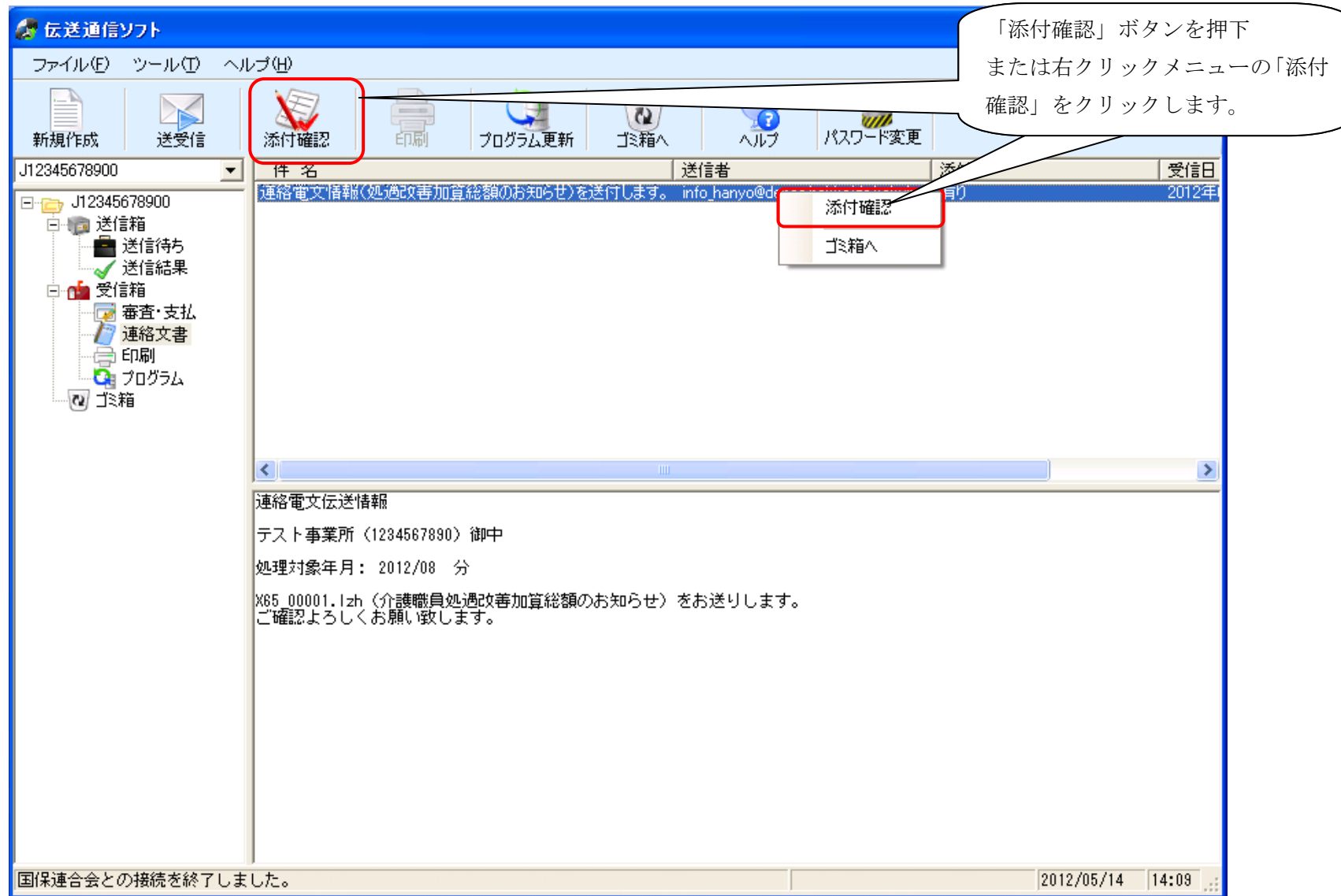
※連絡電文伝送はE X C E Lファイルにて送付。

5 国保中央会伝送通信ソフトにおける受信手順について

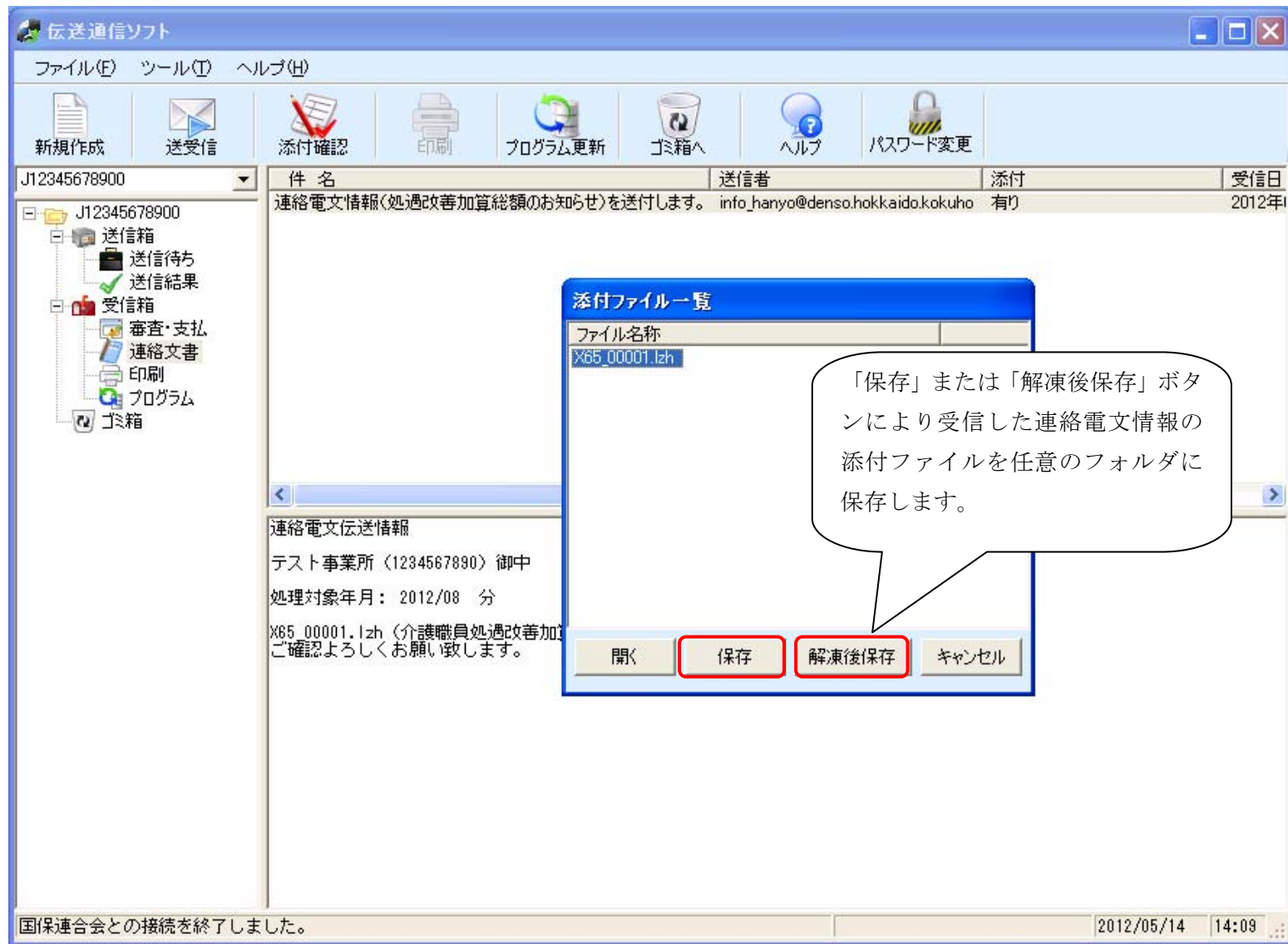
(1) 連絡電文を受信します



(2) 受信した連絡電文の添付ファイルを確認します



(3)「添付ファイル一覧画面」で添付ファイルを保存します



(4) 保存した「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」を確認します

